

クイズで学ぼう!お金のイロイロ(答え)



知るぼとキャラクター
矢口 イチ (矢口家の愛犬)

答え

①4年

「72の法則」とは、「 $72 \div \text{金利}$ 」で、元のお金が2倍になるおおよその年数がわかる算式のことです。今回のケースは、年利18%なので、「72の法則」を使うと、「 $72 \div 18 = 4$ 」となり、4年で返済すべきお金が2倍になることがわかります。

なお、この式は、「 $72 \div \text{年数}$ 」と変形できるので、元のお金が2倍になる金利(概算)を計算することもできます。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思ったら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局(日本銀行高知支店総務課内) TEL:088-822-0114

消費生活センター便り

マイナンバー制度に便乗した
不審な電話などに注意!!



10月からマイナンバーの通知が始まりました。全国各地でマイナンバー制度に便乗した、不審な電話や訪問が増えており、県の消費生活センターにも相談が寄せられています。

<県内事例>

大手金融機関から亡くなった夫宛に「マイナンバーの件でご主人と直接話をしたい」と電話があった。不審に思い、「夫は出かけている。用件を教えてほしい」と言うと、「本人でない内容は答えられない。何時頃帰るか教えてほしい」と言われた。あまりにしつこいため、「夫は亡くなっている」と伝え、「そうですか」と言って電話を切った。(70代女性)

県外では、来訪し、行政機関を名乗って「マイナンバー制度にともない、個人情報調査中である」と言っており、資産や保険の契約情報を聞かれた事例や、「マイナンバー制度が始まると手続きが面倒になるので、至急、口座番号を教えてほしい」という電話を受けた事例が報告されています。マイナンバー制度で行政機関が個人の資産や、口座情報などを電話で問い合わせることは絶対にありません。そのような電話には対応せず、すぐに切ってください。

不審な電話などがあった時は、最寄りの消費生活センターまたは市町村窓口にご相談ください。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

ホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

☎088-824-0999

相談受付/日~金 9:00~16:45

休所日/土・祝日・12/29~1/3

※日曜日にも相談を受け付けています。

